

不法係留の撤去指導・啓発

年月	内 容	資料
R5. 4	係留船・工作物の使用者調査	①
R5. 6	広報つるが7月号で啓発	②
R5. 6	敦賀市行政チャンネルで啓発（内容：広報つるがと同）	—
R5. 8	不法係留船への確認書（井の口川）	③
R5. 10	工作物廃棄予告看板の設置	④
R5. 11	工作物の撤去・廃棄	⑤
R5. 11	新規工作物設置抑止警告看板の設置	⑥
R5. 11～12	簡易代執行を行う旨の公告	⑦
R6. 1～ 2	簡易代執行の実施（保管の公示）	⑧

① 係留船舶・工作物の使用者調査

【調査タグ】



【設置作業】



② 広報つるが7月号


【紙面（一部抜粋）】

船舶を所有するみなさんへ
井の口川の不法工作物の
使用者調査をしています

井の口川に不法に設置されている船舶係留用の工作物の使用者調査を行うため、タグを取り付けました。

この工作物を使用して、船舶を係留されている所有者は、6月30日(金)までに下記連絡先へその旨をご連絡ください。

なお、期限までに連絡がない工作物については、使用者がないものとし撤去させていただきます。



連絡先 井の口川水面利用検討会 ☎ 22 - 5463

③ 不法係留船への確認書（井の口川）

【送付文書】

敦 土 第 779 号
令和5年8月31日

〒0000-0000
(住所) 様

船舶番号：
船体識別番号：
〇〇 〇〇 様

河川監理員
福井県嶺南振興局敦賀土木事務所長

県では、不法係留船舶の解消に向けて、県、敦賀市、敦賀警察署等関係機関で構成する「井の口川水面利用検討会」（令和4年3月設置）により、対応策を協議しており、他の係留・保管場所の確保について調査・調整中です。

※ 本通知は、令和5年7月6日の調査時に係留されていた船舶について送付しています。

既に撤去等の対応をいただいておりますら、ご了承ください。

また、本通知は、令和5年7月時点で船舶登録されていた方を対象に送付しております。

船舶の売却等により所有者が変更となっている場合や、船舶登録の内容を変更されている場合は、必ず当所までご連絡ください。

確 認 書

先般の井の口川係留船舶・工作物等使用者調査（タグ付け）において、連絡をいただいたところですが、あなたが二級河川 井の口川に係留している船舶および付属工作物は、河川法第24条（係留船舶および係留工作物による河川の不法占用）および河川法第26条第1項（係留工作物の不法設置）の規定に違反し、**不法係留となります。**

可及的速やかに、船舶の移動・陸揚げ・工作物の撤去等の対応をとっていただく必要があります。

河川に係留されている船舶や工作物は、洪水等の際に流出し、河川管理施設等を損傷させるとともに、河川の泥濘につながり、近隣の住民の皆様の生命および財産に被害を及ぼす恐れがあります。また、沈没や油の流出の危険もあります。

なお、井の口川では、令和6年度以降、護岸改修工事を計画しています。

※ 裏面もあります。大事なお知らせですので、必ずお読みください。

連絡先

〒914-0811

福井県敦賀市中央町1丁目7-36

福井県嶺南振興局敦賀土木事務所 管理用地課

TEL：0770-22-5463（直通）FAX：0770-22-0450

④ 工作物廃棄予告看板の設置

【看板】



⑤ 工作物の撤去・廃棄

【撤去作業】



⑥ 工作物設置抑止警告看板の設置

【看板】



